IPLUX (アイピー・ルクス)

Vol.15

TOPICS

- 1. ご挨拶
- 2. 海外知財制度改正情報
- 2. J-Plat Patリニューアル〔特許〕
- 3. J-Plat Patリニューアル〔商標〕
- 4. いきなりステーキが29条1項柱書によって拒絶されないための一考察

◇ご挨拶

2019年も半分が過ぎようとしています。今年前半は国内では『お祝いムード』でしたが経済環境をみるとさほどおめでたい感じではなく、特に米中の貿易問題が収まる気配がありません。このニュースを見て1960年代以降の日米貿易摩擦を思い出される方も多いのではないでしょうか。繊維から始まり、電気製品、鉄鋼、オレンジ、自動車、コンピューター等、毎日のように新聞やTVで取り上げ

られていたのを思い出します。今回の米中貿 易問題では、米国が中国の知的財産権侵害を 問題の一つに挙げています。米側の主張なの で実際に侵害があるのかそしてその被害があ るのかはわかりませんが、知的財産が国家間 の摩擦の大きな原因になることを示していま す。今後中国がどのような知的財産権保護の

政策を打ち出すのか (又は打ち出さない のか)も含めてこめ 問題の行方は大変気 になるとこれを契機に日本 済のみならずない 大きなのではないか と感じています。



(撮影:米山敬文 氏)

◇ 海外知財制度改正情報

《中国》

◆ 2019年4月23日に「中華人民共和国商標法」(以下中国商標法)に対する改正が決定。 2019年11月1日施行予定。* 1)

1. 登録商標の「使用」厳格化

中国商標法第四条第一項に「使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。」との規定追加。第十九条第三項において、商標代理機構(中国での代理人(特許事務所)のこと)は、委託人の登録出願する商標が上記第四条に規定する事由に該当することを知っており、又はこれを知るべきである場合には、委託

を受けてはならない。規定に違反する行為は、 異議申立と無効審判の対象。

2. 損害賠償額の引き上げ

懲罰的損害賠償の倍率が「1~3倍」から「1~5倍」に引き上げ。裁量に基づく賠償額も「300万元以下」から「500万元以下」 に引き上げ。

3. 侵害品などの廃棄命令

侵害品について裁判所は権利者の請求により原則廃棄を命じなければならないなど。

《米国・欧州・香港・台湾・韓国》 特になし

*1) (上記1、2参考) 北京思格頌知的財産代理有限公司(SGS-IP) 2019/05/04付 ニュースレター

◇ J-Plat Patリニューアル (特許)

特許庁から提供されている知財データベー スJ-Plat Patが5月に全面リニューアルさ れました。

特許・実用新案検索での主な改善点は、次 の通りです。

〔FタームANDキーワードが可能に〕

Fタームなどの特許分類を使って絞り込む とノイズを大幅に減らすことができます。さ らにユーザーが調べたいキーワードをANDす ることで、効率の良い特許検索が可能です。 IPC、FIとのAND検索は以前からも可能でし たが、FタームとのAND検索も可能になりま した。

〔近傍検索の入力が容易に〕

2つのキーワードが数文字以内の近くに書 かれている場合にヒットする検索で、 形容詞+キーワードで表される特徴点を指定 するようなときに便利です。昨年からサポー トされましたが、今回のリニューアルでGUI

〔csvダウンロードが可能に〕

の入力支援機能が充実しました。

ヒットした特許文献のリストをEXCEL等 の形式で保存することができます。ダウンロ ード項目には、出願人名や特許分類が含まれ ていて、分析にも使えそうです。ただし、1 回のダウンロードは100件までです。また、 ユーザー登録が必要です。

◇ J-Plat Patリニューアル〔商標〕

商標検索の追加・変更点は、次の通りです。 〔検索項目が対象別に〕

検索画面で、入力する検索する項目が対象 別に分けて配置されて入力しやすくなりまし た。例えば商標(マーク)に関する項目、指 定商品役務に関する項目、その他の項目別に 分かれて入力欄が配置されています。この機 能は特許・実用新案、意匠検索でも同様に追 加されています。

〔検索結果一覧を様々な形式で表示可能に〕 検索結果の一覧を、例えば出願年代ごと、 区分ごとなどのように色々な形式で表示でき るようになりました。よって、例えば多数の 商標のリストを作成する際に、区分ごとにリ スト化したり、年代ごとにリスト化すること ができます。また、商標をメインにしたカー ド形式での一覧や、書誌情報だけの一覧など、 目的に応じて一覧表示が選択できるようにな りました。一覧表示形式のオプションは内容 は異なりますが、特許・実用新案、意匠検索 でも追加されています。

〔一覧から出願経過がダイレクトに〕

検索結果一覧に経過情報のタブが表示され るようになりました。このタブから経過情報 にダイレクトに飛ぶことができ、経過情報を スピーディに見ることができます。この機能 は特許・実用新案、意匠検索でも同様に追加 されています。

〔商品役務名検索から類似群コード等を検索 項目へセット可能に〕

商品役務名検索で検索した商品や役務の類 似群コードや区分をワンクリックで検索項目 ヘセットすることができるようになりました。 検索時に目的の商品や役務がどこの区分や類 似群コードに属するのかを調べた結果を検索 にすぐに使えるため検索がスピーディにでき るようになりました。

今回ご紹介したリニューアル点は一例です。 せっかくの無料データベースですのでまだ活 用されていない方はぜひリニューアルされた J-Plat Patを利用してみてください。

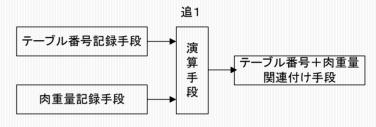
ご参考:https://www.inpit.go.jp/j-platpat info/index.html

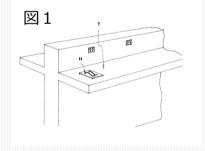
〉 いきなりステーキが29条1項柱書によって拒絶されないための一考察

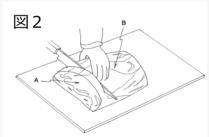
IPLux Vol.13において紹介しました本件に関し、自然法則を利用した発明として理解される手立てを考えてみました。今回の考察が完璧であるとは限りませんが、所謂ビジネス特許と言われる発明を出願する際のご参考になれば幸甚です。

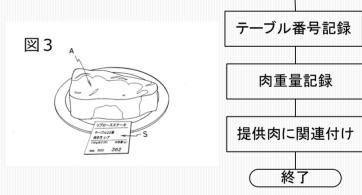
本発明の請求項1に関しては、下に示す図1~図3が関連し、これらを用いた発明の説明しか記載がない場合、人為的取り決めであると判断されることは避け難いと考えます。そこで、本発明が人為的取り決めでないことを明確にするため、コンピューターを使ったシステムとしての実施例を記載すべきであったと考えます。例えば、追1に示すブロック図、及び追2に示すフロチャートを追加して

コンピューターを使ったシステムの実施例を 記載することが考えられます。ビジネス特許 の場合、人為的取り決めと理解される場合が 多いと思われますが、弁理士としては、自然 法則を利用した発明として理解されるように しなければならないことを改めて認識した次 第です。









追2 クスタート

お問い合わせ先

英究特許事務所 ^{弁理十} 小島 浩嗣

MAIL: kojima@aq-patent.com

TEL: 03 (6869) 2686

TEL/FAX: 04 (2935) 3214 (所沢サイト)

URL: http://www.aq-patent.com

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』(本谷、井澤、藁科、小島)が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux (ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本二ュースレターが、皆様にとって知的財産 (IP; Intellect ual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。